

「介護の社会化」を実現するために国の公的負担をふやすことを求める意見書

2000年に創設されて以来10年を迎えた介護保険制度は、「介護の社会化」をうたい文句に公的な介護体制を確立し、その財源は、公費と国民が負担する保険料・利用料で賄うとしてきた。

高齢化が急速に進む中、ひとり暮らしの高齢者だけの世帯もふえており公的な介護体制の整備は急務である。しかしこの10年、社会保障費は抑制され、公的な介護の整備はおくれ、国民には給付の抑制と負担強化が押しつけられてきた。

本市においても特別養護老人ホームの待機者は平成22年10月現在484人で、介護認定の新規申請者も年々増加傾向にある。

さまざまなアンケートや調査結果からも負担が重くサービスを抑制していることや特養や老健などの施設整備のおくれ、訪問介護事業者では人材不足などの深刻な実態が浮き彫りとなっており、「介護の社会化」とは真っ向から反する事態である。

11月19日に発表された2012年度からの介護保険制度の改定に向けての厚生労働省の「見直し」案では、焦点となっていた公費負担の引き上げについては全く認めず、保険料の引き上げを抑えるには利用者の負担増か給付削減しかないという、国民に冷たいものとなっている。

これでは「負担あって介護なし」と言われる介護保険の実態を一層深刻にする。利用者の要望にこたえて安心できる介護保険制度にするためには、介護保険料の引き上げを抑え、国が責任を持って施設整備を進め、公費負担の大幅な引き上げに踏み切ることが不可欠である。

よって、本市議会は、政府に対し、「介護の社会化」を実現するために国の公的負担を大幅にふやし、下記のことを強く求めるものである。

記

- 1 特養や老人保健施設など、国有地を使って国の責任において整備すること。
- 2 要支援1、2など軽度者への家事援助の縮小や負担引き上げは行わないこと。
- 3 介護保険料の軽減のために国の公費負担を引き上げること。
- 4 介護職員を専門職として賃金を引き上げること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月20日

三鷹市議会議長 田 中 順 子